

令和7年4月1日受付開始



上越市脱炭素経営支援補助金

中小企業等の脱炭素経営に向けた取組を後押しするため、脱炭素経営に取り組む際のコンサルタントへの相談や省エネ診断等に係る費用の一部を支援します。

【制度概要】

(1) 補助対象者（次のいずれも満たす方）

- ・市内に主たる事務所又は事業所を置く中小企業者等
- ・市税を完納しているもの

※この他にも交付に必要な要件があります。詳しくは市HPをご確認ください。

(2) 補助対象事業

認定支援機関又はコンサルタントに発注する以下に掲げる事業

事業区分	事業内容
導入相談事業	脱炭素経営に関するコンサルティング及び相談に係る事業
現状把握及び分析事業	自社の温室効果ガスの排出量の算定及び省エネ診断その他エネルギー利用の最適化に向けた各種診断及び分析に係る事業
計画策定事業	脱炭素経営に関する計画策定に係る事業
理解促進事業	経営者及び従業員を対象とした脱炭素経営に係る理解を深めるための研修を実施する事業

(3) 補助対象経費

認定支援機関又はコンサルタントに支払う以下に掲げる費用

- ・委託費
- ・調査費
- ・講師への謝金及び旅費

(4) 補助率等

補助対象経費の1/2（上限5万円）

(5) 予算額

200千円 ※先着順。予算額に達し次第受付終了。

(6) その他

- ・毎月定額制のサービス等でも補助金を活用できる場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

【制度の詳細・お問合せ】

申請書類や申請方法等の詳細は市HPをご確認ください。

トップページ>組織でさがす>環境政策課>補助制度>上越市脱炭素経営支援補助金

お問合せ先：上越市 環境部 環境政策課 環境政策係（直通：025-520-5689）

